

### <サービス利用料金(1日あたり)>

サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費・日用品費の合計金額を利用者にお支払いいただきます。

(別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。)

### 平成30年4月支援法改定内容

#### 重要事項添付資料(たひようの家)

利用者の障害程度区分と 利用料(※4)	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
①障害程度区分に 応じた利用料	2,920円	3,810円	4,670円	5,470円	6,610円
食事に係る自己負担額	朝食:150円 / 昼食:200円 / 夕食:450円				
日用品費	3,000円				
光熱水費に係る自己負担額	12,000円				

\* ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

(注)①に専門的な支援に係る利用料が加算されます

- 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 4単位
- 生援夜間支援等体制加算 149単位
- 入院時特別支援加算 561単位
- 福祉・介護職員処遇改善加算 7.4%